

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次	担当課（室）
【告示】 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 指定居宅介護支援の事業の廃止 ○ 保安林の解除予定 ○ " ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 平成二十九年二級建築士試験の実施 ○ 平成二十九年木造建築士試験の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ " 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則		担当課（室） - 医薬安全課 - 長寿社会課 - 治山課 " - 道路整備課 " - 建築指導課 " " " " - 選挙管理委員会 - 警務課	目次 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）	担当課（室） 交通企画課

◎岡山県告示第百二十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー（ニーフルオロフェニル）ー三ーメチルモルフォリン（通称名ニーFPM）及びその塩類

2 Nー（ーアダマンチル）ーー「（テトラヒドロー二Hーピランー四ーイル）メチル」ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 一）及びその塩類

3 Nー（ニーアダマンチル）ーー「（テトラヒドロー二Hーピランー四ーイル）メチル」ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA ニーadamantyl isomer、ATHPINACA isomer 二）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十九年三月六日

◎岡山県告示第二百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンター笑夢

2 所在地

岡山県総社市駅前二丁目一二―一三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エム

2 所在地

岡山県総社市秦三三二番地一

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一五五

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

井原市芳井町川相字大段二一七三の二二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

農道用地とするため

◎岡山県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

井原市門田町字大平四一〇〇の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市法曾字トチ畑三五五番一地先から	新見市法曾字田カンダ三五一六番一地先まで	新	七・八 一六・五	七〇・〇
新見市法曾字トチ畑三五五番一地先から	新見市法曾字田カンダ三五一六番一地先まで	旧	四・八 一二・四	七〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 八木山日生線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

備前市蕃山字佐那高下一四七二番一地从 先まで	備前市蕃山字佐那高下一四八五番一三地从 先まで	備前市蕃山字佐那高下一四八五番一三地从 先まで	
旧		新	別
三・〇 六六・五	一〇・〇 六六・五	一〇・〇 六六・五	(メートル)
一四〇・〇	五二・〇	五二・〇	(メートル)

◎岡山県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	県道
路線名	北房井倉哲西線
区間	新見市法曾字トチ畑三五五番一地从先から新見市法曾字田カンダ三五一六番一地先まで
供用開始年月日	平成二十九年三月十日

〔七三〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十九年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十九年七月二日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十九年九月十日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十七年又は平成二十八年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成二十八年以前の二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

平成二十九年四月三日（月曜日）から同月十七日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十九年四月十七日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十九年四月十日（月曜日）午前十時から同月十七日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十九年四月二十日（木曜日）から同月二十四日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成二十九年八月二十二日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成二十九年十二月七日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十九年三月二十七日（月曜日）午前十時から同年四月七日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十九年三月三十一日（金曜日）から同年四月十四日（金曜日）まで（着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（二級）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX…〇四二一六二八一三五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

ア 一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

イ 倉敷市建設局建築部建築指導課

（倉敷市西中新田六四〇）

ウ 津山市都市建設部建築住宅課

（津山市山北五二〇）

(2) 配布期間及び時間

ア (1)アの場所

平成二十九年三月三十一日（金曜日）から同年四月二十四日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）並びに同月二十二日（土曜日）及び同月二十三日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（同月二十四日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

イ (1)イ及びウの場所

平成二十九年三月三十一日（金曜日）から同年四月二十四日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十九年六月七日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に揭示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

〔七四〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十九年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十九年七月二十三日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十九年十月八日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十七年又は平成二十八年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成二十八年以前の木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

平成二十九年四月三日（月曜日）から同月十七日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十九年四月十七日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十九年四月十日（月曜日）午前十時から同月十七日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十九年四月二十日（木曜日）から同月二十四日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成二十九年九月五日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

六 受験申込書の配布

平成二十九年十二月七日（木曜日）頃、本人に直接通知する。

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十九年三月二十七日（月曜日）午前十時から同年四月七日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十九年三月三十一日（金曜日）から同年四月十四日（金曜日）まで（着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（木造）及び申込区分（学科の試験から）又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX…〇四二一六二八一三五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

(2) 配布期間及び時間

平成二十九年三月三十一日（金曜日）から同年四月二十四日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）並びに同月二十二日（土曜日）及び同月二十三日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（同月二十四日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十九年六月七日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

〔七五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字座頭橋四九一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四一六五―五エクリアルC棟二〇七

別所 弘章

三 許可番号

岡山県指令建指第二八四号

〔七六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字平山一二八〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県岡崎市若松町字西荒子五〇―一エクレールB―二〇一

近藤 俊行

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇三号

〔七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町横谷字山根一四九三一、一四九三二、一四九七、一五〇一一、

一五〇一二、一五〇一三、一五〇二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市玉島阿賀崎二丁目一一

医療法人社団新風会

理事長 高越 秀和

三 許可番号

岡山県指令建指第二二三号

◎岡山県選管告示第十五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月二日から適用する。

平成二十九年三月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中

介護付有料老人ホームラ
・ナシカくにとみ
岡山市中区国富四一五一
一二

を

介護付有料老人ホームラ
・ナシカくにとみ
岡山市中区国富四一五一
一二

に、

特別養護老人ホーム白樺
岡山市中区湯迫一九一一

特別養護老人ホーム大ケ
地荘
備前市伊部九六四一一

養護盲老人ホーム鶴海荘
備前市鶴海二四〇六

を

特別養護老人ホーム第二
鶴海荘
備前市鶴海二四〇一

特別養護老人ホーム大ケ
地荘
備前市伊部九六四一一

に、

◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号エの次に次のように加える。

オ サイバー犯罪対策課

第一条の次に次の一条を加える。

（附置組織）

第一条の二 次の各号に掲げる警察本部の課に、当該各号に定める組織を附置する。

一 総務課 公安委員会補佐室及び広報室

二 県民応接課 犯罪被害者支援室、情報公開室、取調べ監督室及び音楽隊

三 厚生課 健康管理対策室

四 教養課 運転指導室

五 会計課 施設整備室、監査室及び警察本部庁舎建設室

六 情報管理課 情報システム管理室及び照会センター

七 生活安全企画課 犯罪抑止対策室及び許可等事務管理室

八 少年課 学校警察連絡室及び少年サポートセンター

九 地域課 鉄道警察隊及び航空隊

十 刑事企画課 刑事指導室及び捜査支援室

十一 交通指導課 交通特別捜査室及び交通反則通告センター

十二 交通規制課 交通管制センター

十三 運転免許課 倉敷運転免許更新センター

第二条の見出しを「（係等）」に改め、同条第一項中「隊」の下に「並びに附置組織」を、「係」の下に「班又は小隊」を加え、同条第二項中「係」の下に「班又は小隊」を加える。

第五条に次の二項を加える。

2 公安委員会補佐室においては、前項第一号、第三号（公安委員会に関するものに限

る。）及び第六号の事務をつかさどる。

3 広報室においては、第一項第五号の事務をつかさどる。

第六条に次の四項を加える。

2 犯罪被害者支援室においては、前項第四号から第七号までの事務をつかさどる。

3 情報公開室においては、第一項第九号の事務をつかさどる。

4 取調べ監督室においては、第一項第十一号の事務をつかさどる。

5 音楽隊においては、第一項第十二号の事務をつかさどる。

第八条に次の一項を加える。

2 健康管理対策室においては、前項第一号の事務をつかさどる。

第十条に次の一項を加える。

2 運転指導室においては、前項第三号の事務をつかさどる。

第十一条第三号中「財産」を「公有財産」に改め、同条に次の三項を加える。

2 施設整備室においては、前項第三号（公有財産に関するものに限る。）及び第六号の事務をつかさどる。

3 監査室においては、第一項第四号及び第五号の事務をつかさどる。

4 警察本部庁舎建設室においては、第一項第六号（警察本部庁舎建設に関するものに限る。）の事務をつかさどる。

第十二条に次の二項を加える。

2 情報システム管理室においては、前項第三号及び第四号の事務をつかさどる。

3 照会センターにおいては、第一項第七号の事務をつかさどる。

第十五条第三号中「行方不明者」を「精神錯乱者」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

2 犯罪抑止対策室においては、前項第一号、第二号及び第八号の事務をつかさどる。

3 許可等事務管理室においては、第一項第四号から第七号まで及び第九号の事務をつかさどる。

第十七条に次の二項を加える。

2 学校警察連絡室においては、前項第二号の事務をつかさどる。

3 少年サポートセンターにおいては、第一項第二号（学校警察連絡室の所掌に属するものを除く。）、第三号及び第六号から第八号までの事務をつかさどる。

第四十五条を第四十六条とし、第四十一条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げる。
第四十条第二号イ中「第三十七条第二号」を「第三十九条第二号」に改め、同条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とし、第三十五条から第三十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十四条に次の一項を加える。

2 倉敷運転免許更新センターにおいては、前項第二号の事務をつかさどる。

第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条に次の一項を加える。

2 交通管制センターにおいては、前項第二号（交通信号機に関するものに限る。）及び第三号の事務をつかさどる。

第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条に次の二項を加える。

2 交通特別捜査室においては、前項第一号、第三号及び第五号の事務をつかさどる。

3 交通反則通告センターにおいては、第一項第二号の事務をつかさどる。

第三十二条を第三十三条とし、第二十六条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第二十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 犯罪の手口に関すること。

第二十二条に次の二項を加える。

2 刑事指導室においては、前項第一号（刑事警察の運営に関する指導に関するものに限る。）の事務をつかさどる。

3 捜査支援室においては、第一項第四号から第七号までの事務をつかさどる。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条に次の二項を加える。

2 鉄道警察隊においては、前項第六号及び第七号の事務をつかさどる。

3 航空隊においては、第一項第八号の事務をつかさどる。

第十九条を第二十条とする。

第十八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

(サイバー犯罪対策課)

第十九条 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)の施行に関すること。
- 二 サイバー犯罪の捜査に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 サイバー犯罪の対策に関すること。
- 四 サイバーセキュリティ戦略に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

附 則

この規則は、平成二十九年三月二十二日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第三号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第十号中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加える。
様式第五号を次のように改める。

平成 29 年 3 月 10 日 岡山県公報 第 11870 号

様式第 5 号（第10条の 2 関係）

※整理 番号																																
安全運転管理者に関する届出書 副安全運転管理者																				年 月 日												
岡山県公安委員会 殿																																
ア 安全運転管理者を選任・解任 副安全運転管理者をしたのでお届けします。 届出事項（イエカコ）を変更										イ 届出者（使用者、代理人等） 事業者名又は氏名 所在地又は住所										㊟												
ウ 選任年月日		年 月 日																														
エ 安全運転管理者 副安全運転管理者		ふりがな																														
		氏 名																														
		生年月日 (年齢)		・ ・ (歳)																												
オ 資格要件	安全運転管理者		1 運転管理経験 2年以上				2 運転管理経験 1 年 以上で公安委員会 の教習修了				3 公安委員会の 認定				コ 使用 の本 拠		業 種 別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()													
	副安全運転管理者		1 運転管理経験 1年以上				2 運転経験 3 年以上				3 公安委員会の 認定																					
カ 職務上の地位																																
キ 運転免許		免許の種類別																														
		免許年月日		・ ・		・ ・		・ ・																								
		免許証番号																														
		交付年月日		・ ・																												
		交付公安 委 員 会		公安委員会																												
ク 勤務態様		勤 務		日勤 隔日 その他 ()																												
		補助者の 有 無		有 (名) 無																												
ケ 安全 運転 管理者 として の 経 歴	勤 務 期 間		勤 務 場 所		職 名		シ 前任 安全 運転 管理者		解任年月日		年 月 日																					
	自 ・ ・ 至 ・ ・								氏 名																							
	自 ・ ・ 至 ・ ・								解 任 事 由		1 退職 2 転任 3 その他 ()																					
	自 ・ ・ 至 ・ ・																															
備考	協議会加入 有 無 全従業者数 人																															

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 該当記号、文字等に○印をする。
 3 自動車台数のうち、ダンプカーの台数を () 内に内数で記入する。また、大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ 1 台を0.5台として計算して記入する。
 4 添付書類
 (1) 管理経験を資格要件とする人
 運転免許証（又は住民票）の写し、履歴書、管理経験を証明する書面（事業主の証明）、運転記録証明書（運転免許がある人のみ） 各 1 通
 (2) 運転経験を資格要件とする人
 運転免許証の写し、履歴書、運転記録証明書 各 1 通
 (3) 公安委員会の資格認定教習修了者は上記(1)又は(2)のほか、に修了証書の写し 1 通
 (4) 公安委員会の認定が必要な人
 資格認定申請書、履歴書、運転免許証（又は住民票）の写し 各 1 通

平成 2 9 年 3 月 1 0 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 0 号

附 則

この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。